

南国市持続化支援給付金【2020年新規開業事業者】

新型コロナウイルスの影響により、事業収入が20%以上減少した、2020年1月から3月の間に開業している南国市内の事業者等に対して、事業継続を支えていくための南国市独自の給付金を支給します。

※国の持続化給付金の給付を受けていても申請できます。

■対象事業者

以下の要件をすべて満たす事業者

- ・2020年1月から3月の間に開業（法人設立）した事業者、又は2019年に開業（法人設立）し、2019年の間に事業収入を得ていない事業者 ※2019年中に開業し、事業収入を得ている事業者は、別の特例を適用できる場合があります
- ・2020年3月以前から市内に事業所等を置く事業者、又は事業所等を置かない形態で事業を営み、2020年3月以前から市内に住所を有し居住する個人事業者
- ・（法人のみ）資本金、従業員数等の条件を満たすもの
- ・2020年3月以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があるもの
- ・新型コロナウイルスの影響等で、2020年4～12月のうち連続する3か月（算定期間）の月平均事業収入が2020年の開業月から3月までの月平均事業収入より20%以上減少しているもの
- ・公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体等でないもの

■支援金額

$$\left(\begin{array}{l} 1月から3 \\ 月の事業収 \\ 入合計 \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{l} 開業、又は法人設立 \\ した月から2020年 \\ 3月までの月数 \end{array} \right) \times 6 - \left(\begin{array}{l} 算定期間のう \\ ち任意の一月 \\ の事業収入 \end{array} \right) \times 6$$

【給付上限額】

個人事業者 20万円

法人 40万円

※法人は、2020年6月1日時点の南国市内の事業所等の常時使用する従業員数により増額があります

■提出書類

（共通）

- ・申請書（市のHPからダウンロード又は市役所窓口等）
- ・南国市持続化支援給付金に係る収入等申立書（市のHPからダウンロード又は市役所窓口等）
- ・2020年1月から算定期間の最終月までの月間事業収入がわかるもの
- ・振込先口座の確認ができる通帳の写し

（個人事業者のみ）

- ・本人確認書類の写し
- ・開業・廃業等届出書、又は事業開始等申告書（受付印が押印されているもの）

（法人のみ）

- ・履歴事項全部証明書

■申請受付期間

郵送受付 2021年1月29日（金）消印有効
窓口受付の場合は2021年1月29日（金）まで

■申請方法

郵送または市商工観光課窓口での申請による

●郵送先

〒783-8501 南国市大桶甲2301

南国市商工観光課 持続化支援給付金担当宛

【問い合わせ】

南国市役所商工観光課

電話番号：088-880-6560

受付時間：9時から17時まで（土日祝日は除く）